

令和5年6月9日

令和5年登米市議会定例会
6月定期議会 議案
(その2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第4号	登米市議会委員会条例の一部を改正する条例について	3

発議第4号

登米市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法 112 条及び登米市議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

令和5年6月9日提出

登米市議会議長 關 孝 殿

提出者 議会運営委員会

委員長 及 川 昌 憲

(別紙)

登米市議会委員会条例の一部を改正する条例

登米市議会委員会条例（平成 17 年登米市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「それぞれ一の」を「少なくとも一の」に改め、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 予算決算常任委員会 25 人

ア 予算に関する事項

イ 決算に関する事項

第 9 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 項第 4 号の予算決算常任委員会の委員長は副議長の職にある者を、副委員長は議会運営委員会の委員長の職にある者をもって充てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案の理由)

本市議会では、委員会を中心とした政策生産性の向上を図るため、付託省略案件を除く議案審査を各常任委員会に付託することで、専門的かつ深掘審査を可能とし、各常任委員会の専門性の向上及び議員間討議の活発化につなげていくこととした。

このため、これまで特別委員会を設置して審査してきた予算及び決算議案についても、予算決算常任委員会を新たに設置し、付託することとしたため、必要な条文改正を行うもの。